○岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱

制定　平成２４年５月１４日岡農水第１６３号
改正　平成２６年３月２０日岡農水第１５０１号
改正　平成２７年１０月１日岡農水第１５６０号
改正　平成３１年３月５日岡農水第１４２９号
改正　令和３年３月９日岡農水第１１６１号
改正　令和５年３月２４日岡農水第１１８８号
改正　令和５年１１月２９日岡農水第１１５３号
改正　令和７年３月３１日岡農水第１０１１号
改正　令和８年４月１日岡農水第５８号

（趣旨）

第１条　林業関係事業の振興を図るために必要な事業に要する経費に対し，予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は，規則で使用する用語の例による。

（補助事業）

第３条　補助金の名称，補助の目的，補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業要件は，別表の該当各欄に掲げるとおりとする。

（補助事業者）

第４条　補助事業者は，別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に該当するものは，補助事業者としないことができる。

（１）　市税を完納していない者

（２）　規則第２０条第１項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け，当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して３年を経過していない者

（補助金の交付の制限）

第５条　補助金の交付回数は，別表補助金の名称の欄に掲げる補助金の名称における同一事業につき，同一事業者に対し，同一年度内に４回までとする。ただし、「岡山市里山における危険木伐採支援事業」については、１人（その生計同一者を含む。）につき同一年度内において１回限りとする。

（補助対象経費）

第６条　補助事業の実施に際し支出される経費のうち，補助金の交付の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，別表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

（補助金額）

第７条　補助金額は別表の補助金の名称の欄に掲げる補助金ごとに，前条に掲げる補助対象経費に，同表の補助率欄の補助率を乗じて得た額で，同表の補助限度額欄に掲げる額を上限として，市長が定める額とする。

２　前項によって得られた額に１円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第８条　規則第５条第１項第５号に規定するその他市長が必要と認める書類は，次の各号のいずれかとする。

（１）　市税を完納していることを証明できる書類

（２）　同意書（別記様式）

（交付決定前の着手）

第９条　補助金の交付決定前の事業着手は，事業の内容と実施時期を勘案して適当な場合は，これを認めることとする。

（状況報告の免除）

第１０条　規則第１３条に規定する状況報告は要しない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２４年５月１４日から施行し，平成２４年度分の補助金から適用する。

附　則（平成２６年３月２０日　岡農水第１５０１号）

この要綱は，平成２６年４月１日から施行し，平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則（平成２７年１０月１日　岡農水第１５６０号）

この要綱は，平成２７年１０月１日から施行し，平成２７年度分の補助金から適用する。

附　則（平成３１年３月５日　岡農水第１４２９号）

この要綱は，平成３１年３月５日から施行し，平成３０年度分の補助金から適用する。

附　則（令和３年３月９日　岡農水第１１６１号）

この要綱は，令和３年４月１日から施行し，令和３年度分の補助金から適用する。

附　則（令和５年３月２４日　岡農水第１１８８号）

この要綱は，令和５年４月１日から施行し，令和５年度分の補助金から適用する。

附　則（令和５年１１月２９日　岡農水第１１５３号）

この要綱は，令和５年１１月２９日から施行し，令和５年度分の補助金から適用する。

附　則（令和７年３月３１日　岡農水第１０１１号）

この要綱は，令和７年４月１日から施行し，令和７年度分の補助金から適用する。

附　則（令和８年４月１日　岡農水第５８号）

この要綱は，令和８年４月１日から施行し，令和８年度分の補助金から適用する。

別表（第３条－第７条関係）

補助金の名称	補助の目的	補助事業者	補助事業者の条件	補助事業	補助事業要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金申請時期
間伐促進対策事業補助金	間伐を促進し，森林の活性化を図る。	岡山森林組合又は岡山市の森林所有者	－	間伐の促進	（１） １６～６０年生のスギ，ヒノキ人工林を１０a以上切捨間伐するもの （２） 市内で行う事業であること	間伐作業に係る経費であって，森林環境保全整備事業実施要領（平成１４年３月２９日１３林政第８８５号林野庁長官通知）に基づく標準経費	１５／１００ （岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成１５年岡山県条例第３２号）に基づく中山間地域にあっては２０／１００）	－	随時

少花粉スギ等造林対策事業補助金	少花粉スギ等の造林を促進し，造林地の若返り及び花粉症発生源対策の推進を図る。	岡山森林組合又は岡山市の森林所有者	－	少花粉スギ等の造林の促進	（１） 人工林伐採跡地及び松くい虫被害跡地等を１０a以上造林するもの （２） 市内で行う事業であること	造林作業に係る経費であって，森林環境保全整備事業実施要領（平成１４年３月２９日１３林政第８８５号林野庁長官通知）に基づく標準経費	５／１００ （岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成１５年岡山県条例第３２号）に基づく中山間地域にあっては１５／１００）	－	随時

木質資源供給奨励金	間伐等により発生する未利用材の有効利用を促進し，森林の適正な管理を図る。	岡山森林組合又は岡山市の森林所有者	真庭市に所在する木質資源安定供給協議会に登録された木材業者であって，かつ，合法木材の証明に係る事業者として登録された者であること。	輸送費の助成	（１） 真庭バイオマス集積基地が未利用材として買取したものであること （２） 森林経営計画の認定を受けた市内の山林から搬出されたものであること	集造材地点から真庭バイオマス集積基地までの輸送に係る経費	未利用材 １ｔ当たり １，５００円以内	－	随時

里山における危険木伐採支援事業補助金	住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し，適正な里山環境の維持を図る。	危険木を所有する者又は危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住居の所有者又は管理者。	―	里山における危険木伐採の助成	（１） 他人の居住する民家に被害を及ぼす恐れのある地目及び現況が山林内に在する危険木 （２） 市内で行う事業であること	危険木の伐採および適正な危険木の除去に必要な里山整備に要する経費。	１／２	１０万円	随時

岡山市間伐材等搬出促進事業補助金	間伐材等の搬出を促進し，森林の活性化を図る。	岡山森林組合又は岡山市の森林所有者	―	輸送費の助成	（１） スギ，ヒノキの人工林を間伐する場合は，同一年度に国又は県が行う造林関係補助事業の補助金の交付を受けたもの （２） スギ，ヒノキの人工林を皆伐する場合は，皆伐した事業地全体を対象とし，苗木の植栽を行う計画のあるもの （３） 市内で行う事業であること	山土場から原木市場に木材を出荷する際の輸送に係る経費	間伐材等１㎥当たり１，０００円以内	―	随時

別記様式（第８条関係）

同意書

年　　月　　日

岡山市長　　様

補助金交付申請人
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第５条第１項の規定に基づく補助金交付申請にあたり，下記のとおり市税納付状況の確認を受けること又は担当課が市税の滞納無証明を取得することに同意します。また，市税に滞納がある場合，岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱別表補助金の名称の欄に定める補助事業に係る補助金等の交付決定を受けられないことについて，何らの異議も述べないことを誓約します。

<table>
<tr><td>補助年度</td><td>年度</td><td>補助金の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助事業の目的及び内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">同意者
（上記同意内容及び誓約内容に異議なき場合は署名または記名押印すること。法人は、法人名の入った法人印又は代表者印を押印すること。）</td><td colspan="2">住　　所（所在地）</td><td>氏　　名（法人名）</td><td>印</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※担当課所見</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　※印の欄は記入しないこと。